

財務省告示第百三十号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の一及び第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号一の規定に基づき、同号一に規定する財務大臣が定めるところを次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年三月三十一日

財務大臣 谷垣 祼一

関税法施行規則第一条の一及び第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第五項第四号一に規定する財務大臣が定めるところは、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）×六九三三に準拠したテストチャートを規則第三条第五項の特例輸入者又は申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面にお

いて、日本工業規格X六九二三における四の相対サイズの文字及びISO図形言語を認識することができる
こととする。